

標準補償約款、加入規約の改定に関するご案内

本制度の標準補償約款、加入規約を2019年1月に改定いたしますので、ご案内申し上げます。

1. 標準補償約款、加入規約改定の経緯

個人情報保護法の改正により、情報提供元において個人を特定できる場合は個人情報に該当するとの「提供元基準」が明確に示されたことにより、法律家や政府関係者から、原因分析報告書要約版（以下、「要約版」）の公表および原因分析報告書全文版（マスキング版）（以下、「全文版（マスキング版）」）の開示等は個人情報の第三者提供に該当するとの指摘がありました。

これを踏まえ、個人情報の第三者への提供に係るこれまでの運用の実態と合わせ、標準補償約款・加入規約にその目的や提供先について下記内容を追記する改定を行うことといたしました。

- 補償認定請求用専用診断書を作成した診断医に対して審査結果をお知らせすること
- 「要約版」の公表および「全文版（マスキング版）」の開示等を行うこと

2. 改定日

2019年1月1日

標準補償約款については、改定日以前に登録証を交付された妊産婦様につきましても、本改定内容を適用いたします。

3. 改定内容

標準補償約款・加入規約に、下記文言を追加いたします。

	標準補償約款	加入規約
追加箇所	(個人情報の取扱い) 第十一条	第九章 その他（登録情報等に関する取扱い） 第三十一条
追加文言	三 今後の補償対象の認定申請に係る診断の質の向上を目的として、別表第二第三号の書類を作成した医療機関に対して個人情報を提供すること 四 制度としての高い透明性を確保すること並びに将来の同種の脳性麻痺の再発防止及び産科医療の質の向上を図ることを目的として、国民、医療機関、関係学会・団体、行政機関等に対して、個人情報を提供すること（ただし、提供先にて特定の個人や医療機関を識別することができる情報を除きます。）	三 今後の補償対象の認定申請に係る診断の質の向上を目的として、児の脳性麻痺の障害等級の程度を証明する診断書を作成した医療機関に対して情報を提供すること 四 制度としての高い透明性を確保することならびに将来の同種の脳性麻痺の再発防止および産科医療の質の向上を図ることを目的として、国民、医療機関、関係学会・団体、行政機関等に対して、情報を提供すること（ただし、提供先にて特定の個人や医療機関を識別することができる情報を除く）

改定後の標準補償約款および加入規約は、本制度ホームページ (<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>) に掲載しております。

以上